

各務原市監査委員告示第6号

令和6年度財政援助団体等監査の結果に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和7年6月27日

各務原市監査委員 五 島 浩 利

各務原市監査委員 榎 谷 清 美

各務原市監査委員 小 島 博 彦

7 各 観 第 3 9 3 号

令和7年 6月17日

各務原市監査委員 五島 浩利 様

各務原市監査委員 榎谷 清美 様

各務原市監査委員 小島 博彦 様

各務原市長 浅野 健司

令和6年度財政援助団体等監査の結果に関する報告における措置事項について

令和7年2月28日付6各監委第41号にて報告のありました表記の件について、地方自治法第199条第14項の規定により別紙のとおり報告します。

◎各務原市観光協会運営事業

【指摘事項】

(1) 観光協会事務に関する内規について

現在、団体の収入、支出等の手続に関し事務局長が専決することができる事項、会計の取扱いに関する事項等については、「各務原市観光協会事務に関する取り扱い内規」(以下「内規」という。)に定められており、内規に基づき事務が行われているとのことであった。しかしながら、内規については、「各務原市観光協会規約に基づき制定されたものなのか。」「制定したのは、協会であるのか協会から委任を受けた会長であるのか。」など、その位置付けが明確ではないので、見直しを適切に行われたい。

また、内規は、令和6年10月1日に制定されたと思われるので、少なくとも同日以後の事務の取扱いについては、内規に定められた事務の取扱いに努めるとともに、必要に応じて適宜見直しを図られたい。

【措置内容】

内規は「各務原市観光協会規約」第10条に規定する事務局の運営に関し、事務の取り扱いについて定めたものです。

制定にあたっては、「各務原市観光協会規約」第14条2(2)に基づき、正副会長会にて審議し決裁されたものです。

これらについて、改正により明記しました。

【指摘事項】

(2) 立替払について

観光協会の支出関係書類を確認すると、職員による立替払が複数見受けられた。団体事務における立替払は、市の公金の場合とは違い、完全に否定するものではないが、他の自治体における不祥事の例からもリスクの高い会計事務と言える。立替払は、精算時に領収書の添付を義務付けたとしても個人のお金との区別が不明確となり、私用で利用した際の領収書の提出などの不正が行われる可能性があること、証拠となる領収書を紛失した場合に救済不能となることなど、不適正な財務会計事務につながることを考えられる。今後立替払は行わないようにし、請求書払、口座振込による支払い等が困難な場合は、資金前渡により職員が現金を受領し、支払った後速やかに精算を行うよう徹底されたい。また、内規において、立替払が可能となるような規定が定められているので、内規の見直しも適切に行われたい。加えて、団体の会計事務に関しては、収入・支出事務を1人の職員に任せきりにするのではなく、必ず複数の職

員で確認するなど、万全な対応をされたい。

【措置内容】

「各務原市観光協会事務に関する取り扱い内規」4の規定を見直し、立替払いについての記載を削除しました。

収入・支出事務につきましては、内規の規定に基づき処理するとともに、複数の職員の決裁により確認しております。

【指摘事項】

(3) 補助対象経費について

懇親会会費、玉串料等の支出が補助対象経費として計上されているが、これらの経費は、公金である補助金の対象経費としては相応しくない。各務原市観光協会運営事業補助金交付要綱においては、補助対象経費を「補助事業を実施するのに要する経費のうち、市長が必要かつ相当と認めたもの」と規定されているのみで、その規定ぶりは、曖昧と言わざるを得ない。どのような経費が補助対象外経費であるのか再度見直しを行い、要綱の改正を含めて、適切に対応されたい。

【措置内容】

懇親会費、玉串料等の宗教的活動にかかる経費については、令和6年度より補助対象外経費としました。

「各務原市観光協会運営事業補助金交付要綱」第3条を改正し、補助対象経費について明記しました。